

今月のテーマ

7月から過労防止関連の処分が厳しくなります

国土交通省では、自動車運送事業者(トラック、バス、タクシー)への行政処分基準に関係する通達改正を行います。施行は、平成30年7月1日を予定しています。今から現状の見直し・改善をし、7月の改正に向けしっかり体制を整えておきましょう。

行政処分の強化背景

自動車運送事業(トラック、バス、タクシー)の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1~2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題です。このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取り組む施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたところです。以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととします。(平成30年7月1日施行予定)

主な行政処分の強化内容

《現行》 初違反

▷乗務時間等告示遵守違反

- (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
- ・未遵守5件以下 警告
 - ・未遵守6件以上15件以下 10日車
 - ・未遵守16件以上 20日車
 - ・未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

▷健康状態の把握義務違反

- (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
- ・把握不適切50%未満 警告
 - ・把握不適切50%以上 10日車

▷社会保険等未加入

- (事業法第25条)(運送法第30条)
- ・一部未加入 10日車
 - ・全部未加入 20日車

《改正》 初違反

▷乗務時間等告示遵守違反

一ヶ月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記(現行)の件数として計上し、処分日車数を算出するとともに、更に別立てで次のとおり処分日車数を算出し、左記の処分日車数に合算する。

- ・未遵守1件 10日車
- ・未遵守2件以上 20日車

▷疾病、疲労等のおそれのある乗務

- ・健康診断未受診者 1名 警告
- ・健康診断未受診者 2名 20日車
- ・健康診断未受診者 3名以上 40日車

▷社会保険等未加入

- ・未加入 1名 警告
- ・未加入 2名 20日車
- ・未加入 3名以上 40日車

その他処分量定の改正

・記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。

・帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

自社体制の見直しを！

発行者

上杉行政書士事務所 代表 上杉 麻美
神奈川県横浜市旭区左近山16-1 1-30-806
TEL&FAX 045-442-3592

行政書士法人シグマ 代表社員 阪本 浩毅
東京都中央区銀座一丁目13番1号
ヒューリック銀座一丁目ビル4階
TEL 03-6868-7256 FAX 03-6800-3604

ご用命・ご相談がございましたらお気軽にお問合せ下さい

一般社団法人 運輸安全総研トラバス
Mail tb@trubus.org ホームページ <http://trubus.org/>

トラ
バス